

本人確認書類について（本人が受け取る場合）

◎以下 **Aを1点**、**Bを2点**または**BとCを1点ずつ**お持ちください。

※**BとCを1点ずつ**お持ちいただいた方は窓口で口頭確認を行います。

◎有効期限の定めのあるものは、有効期限内のものに限ります。

A
☐ 運転免許証 ☐ 住民基本台帳カード(顔写真付きのもの) ☐ マイナンバーカード(顔写真付きのもの) (再交付申請者は有効期間満了後のマイナンバーカードでも本人確認書類として使用できます) ☐ 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る) ☐ 旅券 ☐ 身体障害者手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 在留カード(顔写真付きのもの) ☐ 特別永住者証明書(顔写真付きのもの) ☐ 一時庇護許可証 ☐ 仮滞在許可証
B(2点必要なもの)
※「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載されたもの ☐ マイナンバーカード(顔写真の無いもの) (再交付申請者は有効期間満了後のマイナンバーカードでも本人確認書類として使用できます) ☐ 在留カード(顔写真の無いもの) ☐ 特別永住者証明書(顔写真の無いもの) ☐ 資格確認書 ☐ 被保険者証(国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療保険、介護保険) ☐ 健康保険日雇特例被保険者手帳 ☐ 国家公務員共済組合の組合員証 ☐ 地方公務員共済組合の組合員証 ☐ 私立学校教職員共済制度の加入者証 ☐ 住民名義の預金通帳 ☐ 出生届出済証明書 ☐ 母子健康手帳(出生届出済証明に記載された子の本人確認に限る) ☐ 生活保護受給者証 ☐ 高齢受給者証 ☐ 負担割合証 ☐ 限度額適用認定証 ☐ 医療費受給者証 ☐ 各種年金証書 ☐ 年金手帳又は基礎年金番号通知書(年金額改定通知書及び年金振込通知書でも可) ☐ 恩給証書 ☐ 児童扶養手当証書 ☐ 国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書 ☐ 民間企業の社員証 ☐ 学生証 ☐ 在学証明書 ☐ 学校名が記載された各種書類 ☐ 官公署がその職員に対して発行した身分証明書 ☐ 出稼ぎ労働者手帳 ☐ 地方公共団体が交付する敬老手帳 ☐ Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類 ☐ 顔写真証明書 ☐ 海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引士証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、学資保険証書
C
※本人又は同一世帯員の氏名及び住所が記載されたものに限る。 ※発行日又は領収日が3か月以内のもの ☐ 領収証書(国税、地方税、健康保険料、国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、労働保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料、厚生年金保険料、船員保険料、国家公務員共済掛金、地方公務員等共済掛金、私立学校教職員共済掛金、恩給法の規定による納金、公共料金(国内供給の電気、ガス、水道水、電話、日本放送協会等)) ☐ 検針票 ☐ 納税証明書(国税、地方税)
口頭確認(BとCを一点ずつ持参していただいた際に確認します)
世帯構成、同一世帯の者の氏名、同一世帯の者の生年月日、本籍、筆頭者、前住所、その他の住民票記載事項